

平成23年度 都市計画審議会

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成23年5月25日（水） 10:00～10:45 |
| 会 場 | 北館4階 教育委員会室 |
| 出席者 | 会 長 近藤勝直 委 員 内田 敬, 羽尾良三, いとうまい, 田原俊彦, 中島かおり 森しずか, 杠 典英 事 務 局 岡本副市長, 井上技監, 林都市計画担当部長, 野々上都市計画課長 東まちづくり・開発指導担当課長, 森本建築指導課長, 細井住宅課長, 柴田都市計画課主査, 白井都市計画課主査 竿尾都市計画課主査 |
| 会議の公表 | <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> |
| 傍聴者数 | 1 人 |

内容

1 議事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

1) 諮問事項

① 諮問第66号

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画) 地区計画の決定(芦屋市決定)

都市計画三条南町地区地区計画の決定について

2) 説明事項

(都市計画法による縦覧前の説明)

② 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定)

都市計画西芦屋町地区地区計画の決定について

2 審議

○事務局(野々上) みなさん, おはようございます。定刻の時間となりましたので, ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。私は, この4月の人事異動より都市計画課長になりました野々上と申します。本日, 審議会の進行役の方を勤めさせていただきますので, よろしくお願ひします。それでは, 会議に先立ちまして, お手元の資料のご確認をお願いします。

事前に送付させて頂いておりますホッチキス止めの資料以外に, 本日お席の方に会議次第と委員名簿, それから, 諮問書の写しが1枚, 以上でございますが, そろっておりますでしょうか。

それでは、次に新委員のご紹介をさせていただきます。この4月の人事異動によりまして、兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所長の尾崎委員が異動されまして、新たに西宮土木事務所長となられました枉委員がご就任されております。恐れ入りますが、枉委員様、簡単に自己紹介のほうをよろしく申し上げます。

○**枉委員** この4月に西宮土木事務所に参りました枉でございます。私は芦屋市とはあまり縁が無かったのですが、たまたま先般の山手幹線、当時の県庁の道路街路課長をしておりまして、すばらしいセレモニーができて立派な道で本当に良かったと思っております。いずれにしても道路として種々あるかと思いますが、よろしく申し上げます。

○**事務局（野々上）** ありがとうございます。続きまして、事務局にも異動がございましたので、紹介させていただきます。この4月の異動によりまして、技監が代わられております。前任の戸島技監の後任ということで、兵庫県から井上技監が芦屋市に派遣で来られております。

○**井上技監** 技監の井上でございます。委員の先生の方々におかれましては、日頃、都市計画、まちづくり、協議会、行政にご尽力を頂きまして、ありがとうございます。引き続きましてご支援、ご指導の程よろしく申し上げます。

○**事務局（野々上）** ありがとうございます。続きまして、この4月の異動によりまして都市環境部参事になりました林都市環境部参事でございます。

○**林都市計画担当参事** この間まで、都市計画課長ということでお世話になっておりましたけれども、4月の異動で砂田参事の後を引き継いで、都市計画担当部長となりました。今後とも引き続きまちづくりについてご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**事務局（野々上）** ありがとうございます。それでは、近藤会長様の方でご挨拶と引き続き、会の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**近藤会長** 本日も朝早くからお集まり頂き、ありがとうございます。本日答申1件と、それほど長引かないと思っております。それではまず、会議の公開についての取り扱いですが、本市の情報公開条例第19条では一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により公開を決定した場合を除き原則公開としております。この一定条件とは、同条例19条第1号非公開が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき、第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されております。本日の議題に特に非公開にするものがございませんので、公開にしたいと思いますよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**近藤会長** それでは公開とします。傍聴者はおられますでしょうか。

○**事務局（野々上）** はい。本日1名おられます。

○**近藤会長** はい。それでは、入って頂いてよろしいです。

（ 傍 聴 人 入 室 ）

○近藤会長 それでは、これより議事に入りたいと思います。まず、始めに事務局から会議の成立について、報告をお願いします。

○事務局（野々上）本日の委員の出席状況でございますが、委員13名の内、8名がご出席ということで、過半数が出席されておりますので、会議は成立しております。

○近藤会長 次に本日の会議録の署名委員の指名については、内田委員と中島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議事3の議題に進めさせていただきます。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、諮問事項が1件、説明事項が1件となっております。それでは、1の諮問事項としまして、諮問第66号 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の決定、芦屋市決定、都市計画三条南地区地区計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

○東まちづくり・開発指導担当課長 都市計画課の東です。座って説明させていただきます。

今回の三条南町の地区計画については、3回目の審議ということで、諮問をさせていただきますと思います。事前にお配りしております資料の9ページですけれども、2)の都市計画法の縦覧の部分ですけれども、今回平成23年4月18日から5月2日まで実施致しました。その報告と前回審議して頂く中で、都市マスに書かれております山手幹線沿道の取り扱いについて、宮川と芦屋川の間の部分がそれ以外と違うということ、どこかに明記できないかということで、理由書の中に明記してはどうかというご意見を頂きましたので、その変更ということで報告させていただきます。

その中で事前にお配りしております19ページの比較表の中で、都市マスの中での違いを表現できないかのご指摘を頂きましたが、表の中の右の3地区を沿道地区の指定のある地区ということで、まとめさせて頂いて、左の3地区が沿道地区で無いということで整理させて頂いております。標記にはしておりませんが、表の中で整理させて頂いたということをお願いしたいと思います。

それと、9ページの部分で大変申し訳ありませんが、誤植がございまして、1)の条例に基づく縦覧の部分の縦覧期間の平成22年1月31日までとなっているのを、平成23年と訂正させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは今説明させて頂きました詳しい内容を、担当の柴田から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○柴田都市計画課主査 都市計画課の柴田です。よろしくお願いします。それでは、三条南町地区地区計画の決定について説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

三条南町地区地区計画の決定につきまして、資料としましては事前にお配りしております3ページ目の部分、インデックスの①の部分からになります。資料にあります計画書の方針・整備計画書につきましては、前回の審議会で説明した内容と同じになっております。

規制等の詳しい内容の説明は省かせて頂きますが、前回の審議会でご頂いたご意見を検討いたしまして、理由書を追加変更しております。資料の6ページをご覧くださいまして

ようか。

前回の審議会で都市計画マスタープランにおける当地区の位置付けを説明しましたところ、地域の特性を生かしたまちづくり協議会からの要請を踏まえたこと、マスタープランにおきまして中低層住宅地と位置付けられているという相互関係を盛り込むことができないか。というご意見を頂きました。その後検討いたしまして、理由書にマスタープランにおける位置付けを追加しております。理由書の2段落目、下から3行目の「本市は、地区特性を生かしたこの要請を受け」の以降の、「当地区が都市計画マスタープランにおいて中低層住宅地として位置づけられ、低層戸建住宅に配慮した土地利用を目指しており」までを追加しております。この理由書を変更しました計画書案で、都市計画法による案の縦覧を行っております。その結果報告でございますが、資料の9ページに結果を載せておりますので、ご覧いただけますでしょうか。2)の都市計画法による案の縦覧結果の部分になります。縦覧期間が、平成23年4月18日(月)から平成23年5月2日(月)まで、縦覧場所は都市環境部都市計画課、縦覧者数は5名で、意見書はございませんでした。その下の参考までですが、芦屋市のホームページでのアクセス数は141となっております。簡単ではございますが、三条南町地区地区計画につきましては以上の説明で諮問させて頂きたいと思っております。

この審議会で答申を得られましたら、今後県の同意を得まして決定する予定です。審議の方、よろしくお願ひします。

- 近藤会長 はい。分かりました。本件につきましては、既に何回もご審議賜っているところでございます。先程のご説明のとおり、6ページの理由書の中に都市計画マスタープラン上の位置付けを明記して頂いた所が、従来からの変更点ということになっております。以上につきまして、ご質問・ご意見がございましたらよろしくお願ひします。
- 内田委員 理由書に文言を追加して頂きまして、はっきりとマスタープランと明記して頂きましたので、私としては良かったと思っております。
- 近藤会長 その他、よろしいでしょうか。特にご意見がないようでございます。それではお諮りしたいと思います。ただいま説明して頂きました諮問案どおり答申するという事で、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 近藤会長 はい。ありがとうございました。それでは、異議なしということで、この諮問第66号については、諮問案のとおり答申ということで了解したいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

それでは、2番目でございます。説明事項ということで阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定)の西芦屋町地区計画について、事務局から説明をお願いします。

- 柴田都市計画課主査 同じく都市計画課の柴田です。それでは、西芦屋町地区地区計画の決定について、説明させて頂きます。座って説明させて頂きます。資料の方といたしましては、インデックスの②番、11ページからになります。こちらのほうの資料にあ

ります計画書の方針，地区整備計画につきましては，前回の審議会で説明したものと
同じものとなっておりますので，詳しい規制内容等の説明は省かせて頂きます。こちら
も三条南町と同じく理由書の変更を行っております。こちらの西芦屋町地区も三条南町
地区と都市計画マスタープラン上では同じ位置付けになっておりますので，先ほど説
明した三条南町と同じような都市計画マスタープランの位置付けを追加しております。
理由書のほうは，資料の15ページになります。ご覧頂けますでしょうか。こちらのほう
も2段落目，下から3行目，「本市は，地区特性を生かしたこの要請を受け」に続きま
して，「本地区が都市計画マスタープランにおいて中低層住宅地と位置づけられ，低層
戸建住宅に配慮した土地利用を目指しており」までを同じ文言ではございますが追加
しております。

この理由書を変更した計画書案で条例によります縦覧を行いましたので，その結果報
告をさせていただきます。資料では18ページになっております。縦覧結果と意見書提出
状況というところです。縦覧期間は平成23年4月18日（月）から平成23年5月2日
（月）までの15日間，場所は都市環境部都市計画課で行いました。縦覧期間中の縦
覧者数は5名，意見書はございませんでした。参考までにホームページのアクセス数は
124となっております。今後の進め方でございますが，現在，県との事前協議を進め
ているところでございます。本日の審議後，事前協議が整いましたら，現在の予定
では来月の下旬になりますが，法に基づく縦覧を2週間行いまして，次回の審議
会で本審として諮問させて頂く予定でございます。簡単ではございますが，以上で
説明を終わらせて頂きます。

○**近藤会長** はい，ありがとうございます。本件につきましても，先程の三条南町と同
様，理由書のところに都市計画マスタープラン上の位置付け，中低層住宅地という位置
付けを明記して頂いたというところが若干の変更点でございます。

本件につきまして，何かご意見，ご質問等がありましたら，よろしくお願ひします。

○**内田委員** 先程の縦覧結果とアクセス数の参考ということでございましたが，以前に比
べたら増えているかと思いますが，18ページのアクセス数124というのは，どんな
ものなのでしょうか。十分でしょうか。

○**東まちづくり・開発指導担当課長** 前にもちょっと説明させて頂きましたが，アクセ
ス数というのは説明でもありましたが，あくまで参考ということです。増えたというの
は，市の職員が何回もチェックして見ているというのも含めますので，124件が縦
覧に代わるアクセスということでは，ニアリーイコールとしてもあまり信憑性が
ない部分がございますので，あくまで参考ということです。多ければ多い程，や
はり市民の方で見られる方は多いと思いますが，だからと言って，それだけ比例
で多いということではないことだと思います。

○**内田委員** 実際の縦覧者が5名。直接その地区に関わる方は，いろんな機会
があるかと思いますが，地区外の方というのは縦覧ぐらいしか事前に見ることは
ないですね。そういった事情があるときに，それで十分なのかなあと。状況が分
からずなることは。

○**東まちづくり・開発指導担当課長**，それで分からないということでしたら，
地元の方のヒアリング等で追跡しますが，一定の限界がございますので，その上
でしか。

- 内田委員 地区外の権利者の方はセットしないといけません、最後の表にありますように隣接した地区については、もうちょっと周囲、ちょっと離れているけれども芦屋市民として感心を持たれている等の方への広報とかについて、定まった後というのは広報して頂いているのでしょうか。
- 東まちづくり・開発指導担当課長 地域の方につきましてはニュースでお知らせしますし、当然引き続きまして建築条例ということになりますので、その部分については広報と議会での審議がございますので、その部分で広くお知らせ頂くと言う事になります。都市計画決定の段階で広報に載せるということはしていないのですが、次の段階の建築条例の段階で広報に載せております。
- 内田委員 せっかく芦屋市としてのまちづくりとして具体化していることですから、できるだけ広く伝えてもらいたいと思います。
- 羽尾委員 関連して縦覧者は、一般市民と行政関係者、業者に分ければどのような割合になるのか。
- 東まちづくり・開発指導担当課長 やはり地区内の方がメインになります。業者の方で、たまたまこの地区の物件を取扱う方であるとか、別件でこられて縦覧していかれる方もおられます。基本は権利者の方が中心です。
- 羽尾委員 前にご説明があったのかもしれませんが、A3のページの比較、地図の比較をしても、本日答申をしました三条南町地区と西芦屋町地区とは隣接している。ほとんど同じような地区特性があると思われませんが、この比較表で見ますと違いというのは隣地境界線、壁後退距離の最低限度の500平方メートル以上の敷地の欄部分だけが違っているのですが。これは何か事情があったんですかね。前にご説明を伺ったのかもしれませんが。差し支えなければ、もう一度お願いします。
- 東まちづくり・開発指導担当課長 地域の方がどう考えているかというのがベースなのですが、その時の判断材料として、対象宅地がどれだけあるかということかと思えます。その中でこの高さでリンクした形の壁面後退のありようとして、500平方メートル以上の中で10メートル以下か越えるかで、取り扱いを変える必要があるかどうかという、現地の状況によって、そこまでしなくても良いだろうか。そういう宅地があまり無いとか。そのようなところで若干の違いが出ている。現状とそこにお住まいの方の住民感情といいますか、そういう問題意識ということで若干の差が出てくる。「横並びにして下さい。」という方向性を持って取り組んでいる訳ではありませんが、近隣の既地区計画の内容をお知らせしていく中で、逆に言うと、そんなに違うということもおかしい話ですし、結果として、そんなに違わない形になっております。
- 羽尾委員 ありがとうございます。
- 近藤会長 その他いかがでしょうか。
- 森委員 直接今回の件に関係ないのですが、住民の方とこれまでの意見を交わす中で、いろいろ対応して頂いていると思いますが、大きな震災を経てその後のご意見の中で、例えばこれからこのような土地利用をしていきたいとか、マンションを作っていきたいという中で、どういう世代の年代の人が住んでいくようなまちになるのかというイメージを私なりにどういうふうにお考えなのかと。というのは、やっぱり「年代が変わると

家のあるいは建物の様相も少しずつ変わっていくのかなあ。」と思うのですが、住民の中での話し合いが震災に関連して、どの程度上がっているのかどうか。その後の話し合いの中で、そういう話が出ているのかどうか。

○東まちづくり・開発指導担当課長 当然、年齢を重ねると都心に近い。病院に近い。買い物にも便利なところに住みたいと。単身で住む場合もあるということで、経費的なことも含めまして、広い住宅は必要ないとのご意見を意見書で頂いたケースもございます。ただ、この地区計画は限られたエリアにお住まいの方、土地の権利を持ってられる方のまちづくりとして、どうあるべきかという議論をしますので、全市的な、もっといえば、「阪神間のありようというところを、どういう位置付けでここはどうあるべきか。」、そこまでの広い見識を持って行うようルール作りではございませんので、「今の住みようとして、どういう住み方が次期世代にも引き継げる良い住環境が残せるか。」という視点でございますから、少子化対策であるとか。今後の高齢者に対する取り扱いとかいう議論にまでは至っておりません。それは、「ここのエリアがそうあった。」「そういうことと逆行している。」「配慮がない。」ということがあっても、地区計画を決めていない所での対応ができるわけですから、そこまで各々の位置付けを明確にして、「ここのエリアはこうあって、ここのエリアはこうではない。」ということについては、行政が決めていくことであると思いますので、この地区計画というのは、基本的にはそこにお住まいの、土地をお持ちの方も含めた方の土地のありようを決めるということですから、そこまで広い見識を持ってルールを決めているわけではないと思います。

○森委員 それは分かるのですが、具体的にいろんな震災を経たの芦屋ですけれども、これから先に、例えば高齢化して、「自分たちの住んでいるところがもっとこうしたい。」とか、「こういう問題がある。」とか具体的な意見が、このあいだの話し合いの中で出ているのかなあ。というのが一つお聞きしたかったのですが。

○東まちづくり・開発指導担当課長 そういう震災以降の話でいきますと、通常のスピードの5倍と言って良いのか分かりませんが、それぐらいのスピードでまちが変わっていく場合、一定の期間でしょうけれども、芦屋市全体で言える事でしょうけれども、昔は良かったという思いが、やはり長くお住まいの方の方がその気持ちを持っておられる。土地の細分化であるとか、マンション化ということに対して、なかなか配慮された、周辺の方へ配慮されたマンションというのが難しいご時勢でして、お屋敷が10個もの宅地になるとか。大きく住環境が変わるということがありますので、これ以上はそういうことが無いようにということで、一定の無理のない範囲の中で、まちを以前と変わらないようなしくみということでのルールですので、震災ということの中で急激に変わったことの反省点、「大きく変わったことが良くないなあ。」ということの中でのルール作りだと思いますので、そういう意味では、そういった経験を生かしてルール作りができています。合わせて山手幹線の沿道ということで、土地利用が大きく変わる可能性があるということで、沿道で全部進めておりますので、そういった危惧も含めた形で、それも震災の影響と言えらると思いますので、その中でのまちづくりだと思っております。

○森委員 実際には、世代が変わる毎に、自分のところ、自分のまちの住み方が大きなお屋敷でいくのか。マンションでいくのか。どういうところを十分に話していくことが、

これから直接震災ではないですが、いわゆる都市化ですと、どんどん後を継いで住む人がいなくなって、建物を換えざるを得なくなるとか。空家になってしまふとか。という状況が起きている中で、ここだけの課題ではないですが、自分達が災害に強いまちにしていくためには、日頃から顔が見えたり、ハード的にも住みやすいまちにしていくという話し合いを進めていくのが大切かなあと思いましたが、そういう話があったのかをお聞きしたかったのですが。スピードがあまり変わらないという話をされているというのであれば、結構です。

- 近藤会長 各世帯というのはライフサイクルのステージがどんどん変わっていく。子供が生まれたり、ご高齢者が亡くなったり、その時に建て替えたり、住み替えたりする。そういった弾力性を縛るものであっては同然いけないし、そう意味で今回はあまり縛りが強くない傾向がございます。それに加えて安全性の話が入ってきて、住民の方々が納得の上で、縛りがきつくない方向を選ばれている。ということで、良いのではないかと思います。
- 内田委員 関連して、地区計画は未来永劫といいますか、新たな段階で見直しとか。必要が出てくれば変えてみるとか。だいたいどれぐらいで見直されると考えられているか。
- 近藤会長 過去事例は、いったん作ったけど見直した事例はあるのですか。
- 東まちづくり・開発指導担当課長 他市でございます。やはり時点修正と言いますか、芦屋市でもあるのですが、極端なことを言うと、景観法ができて都市緑地法が改正されて、地区計画に緑化率を設けることができたということがございますので、やりたかったけどできなかった部分をどうするか。ずっと先と思いますが、あの時はそうだったけれど、違うということもありますので。そんなことがあるという前提と、現在の地区計画の運用を市がやるわけですけれども、地元の方の協力なしでは十分な対応はできませんから、それと地区計画があるけれども、これがお隣の家が本当にそうなのか。とかいうのを駆け込み寺的な部分を地元の部署で、まちづくり協議会をそのまま存続するというのは割と難しいので、自治会の中でそういった部署を設けて頂きたいということも含めまして、昨年度地区計画をやっているところを中心としたまちづくり連絡協議会なるものを芦屋市の中で組織しまして、一定の情報交換と今後の対応の地元の窓口を含めて整理しようということで、今年中に発足できると思います。来年度は一定の予算を持って、できれば勉強会とか視察等ができればと思う中で、その中でやはり変更がいるとか、地域のよって歴史がありますから、地元にも密着して地元と個別に協議している六麓荘であるとか、緑町のように「地区計画と建築協定を両方持って、地元も一定の接点を持ちながらまちづくりに関わっている。」とか、「地区計画を作った以降、まちづくりを進めていきたい。」「地区計画でできなかったことをあるいは、不十分なところをさらに個別にやりたい。」とかという要望もございます。そういった受け皿も含めて、そういった組織を作って、せつかく地区計画という2・3年のスパンで地元の方が関わってこられたことの財産を継承するという意味を含めまして、そういう会を運営していきたいと考えております。その中で変更も考えていきたいと思っております。
- 内田委員 すごく仕組みが進んでいて、すばらしいことだと思います。合わせて、先程の質問と重複しますが、世代が完全に変わっていく。そこにお住まいの方の全部が代替

わりしていくのは30年とかのスパンになるかと思いますが、代が変わっても、ずっと引き続きやっていきたいと思って定められている地区計画なのか。世代が変わるぐらいで変えようと思っているのか。今回議論しているところは当てはまらないと思いますが、「そのまち自体の勢いがあるって急激に変わる可能性があるとか。」「その逆に落ち込んでいるようなところだから、情勢の変化に機敏に対応するために、当面はこう定めているけれども、短い間隔で10年ぐらいで変えようとか。」違いが出てくるのではと思うのです。

今まで、同じくおそらく20年ぐらいで、いろんな法律とか環境の変化が無いときは、ずっと維持していきましようという風に考えておられると受け取っているのですが、今後はそれだけではないんだらうなという気がしたものですから、聞いてみました。

○東まちづくり・開発指導担当課長 議論の中で地元のそういう危惧はありまして、まちの活性化も含めて、相続の問題も含めて、「自分の代でそういうことを決めるのに賛同して良いのか。」、極端なことをいうと、後で「お父さん何してくれたんや。」と怒られないかという危惧がある中で、やはり「10年ぐらい経ったら、見直しをしていく機会を少なくとも設けますよ。」ということで、とりあえずこの地区計画を決めるというものがありますし、住宅都市芦屋ですから、そんなに大きく変わるとは思いませんが、時代の流れの中で変って行って、昔の常識が今の非常識になるということになれば、当然見直すということが当たり前ですから、同じ手続きをする必要があるにしろ、ベースとして今言った組織を作りながら、自分で作ったものの、現状にあっていないものを無理やり引きずるというナンセンスはおかしな話ですから、そういうことを含めまして柔軟に対応できるようにということで、そういう組織を作らせて頂こうと思っております。

○近藤会長 はい。ありがとうございます。

また、その連絡協議会のこととか、また分かりましたらご報告をお願いします。

○東まちづくり・開発指導担当課長 一度、全員の出席ではないのですが、かなりの出席を頂きまして、地元で現在活発に動いている所と違う所がございまして、「窓口を決めたり、そういう会に積極的に参加するかをその場で判断できません。」ということだったのです。しかし、半数以上の方は「それは良いことだ。」特に、最近、地区計画を決めたところというのは、やはりまちづくりに対する意欲が高いですから、「良い物を作ってもらえる。」という風に、対応して頂いております。だんだん会としては、良くなっていくのではないかなあと思っております。また、報告させていただきます。

○近藤会長 事務局からのご連絡などがございましたらよろしくをお願いします。

○事務局（野々上）次回の第2回都市計画審議会でございますが、先ほど西芦屋町地区の説明にもありましたように、7月下旬ごろを予定しております。また、日程調整等をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○近藤会長 それでは本日の議事は、これで終了でございます。この際、委員の皆様から特に何かということがございましたら、お伺いいたしますが。よろしいでしょうか。これにて、閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 閉 会 —